

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
11	医療的ケア	日常生活を送る上で必要となる呼吸、栄養、排せつなどの衛生管理に関する医療行為。
11	防災枝打	太陽光を浴びる枝葉部分を伐採することで幹の成長をコントロールし、人工林の防災機能を維持すること。
11	「家族防災会議」ガイドブック	日頃の防災意識と災害への備えを家族で確認できるガイドブック。
11	簡易土留工	斜面や崖などの土砂が崩れるのを防止するための構造物を設置すること。
11	間伐材	密集により十分な量の太陽光が得られなくなることを避けるために一部を計画的に伐採する間伐により伐採された木材のこと。
11	急傾斜地崩壊対策	急傾斜のために降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害に対し急傾斜地崩壊防止施設(コンクリート擁壁やフェンスなど)を設置することによって人命と財産を守ること。
11	緊急防災林整備	流木・土石流災害が発生する恐れのある森林整備により防災機能を強化すること。
11	公益的機能	森林が持つ資源としての木材生産やきのこなどの林産物を生産する機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水や濁水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全機能など、安全で快適な生活を送るために欠かせない多面的機能のこと。
11	国民保護計画	武力攻撃事態等が発生した場合に、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、市民の生命や身体、財産を保護するために実施する計画。
11	災害時要配慮者名簿	高齢者や障害者など、災害時に特に配慮が必要な人の情報を本人の同意を得たうえで、地域で共有するための名簿。
11	災害情報共有システム (Lアラート)	災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達するシステム。

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
11	砂防	土石流、がけ崩れ、地すべりなど土砂により引き起こされる土砂災害を防止・軽減するための対策。
11	自主防災組織(自主防災会)	地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。
11	自主防災マップ	地域内で災害時の避難場所や危険箇所などを互いに確認し情報共有できるよう、地図上に書き込んだもの。
11	地山	人工的な盛土などが行われていない、自然のままの地盤。
11	全国瞬時警報システム(J-ALERT)	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話の緊急速報メールや音声告知端末等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。
11	総合防災訓練	中央防災会議で決定された総合防災訓練大綱に基づく訓練。国や地方公共団体、住民等が連携しながら、実践的かつ効果的な訓練。
11	耐震改修	耐震性が不足している建物について、改修工事を行うこと。
11	耐震診断	建築物の構造的強度を調べ、地震に対する安全性(耐震性)、受ける被害の程度を判断すること。
11	ため池	農業用水の安定供給のために利用される池。
11	治山谷止工	荒廃している沢などに設置し、浸食による土砂の流出を抑制・調整することで、森林の水源のかん養、土砂流出防止機能などの機能を高めるための工法。
11	出前講座	市民の学習意欲に応え、市の職員が市の取組等について、地域に出向いて説明する事業。

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
11	法面工	急傾斜地崩壊防止対策の代表的な対策工法であり、地山を押さえ侵食や崩壊の発生を防ぐ方法。
11	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難する事が困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する人のこと。
11	ひょうご(しろう)防災ネット	兵庫県および兵庫県内の市・町から発信する「避難情報」などの緊急情報や、地震、気象警報などの防災関連情報を携帯アプリやメールで提供するサービス。
11	待ち受け擁壁工	急傾斜地崩壊防止対策の代表的な対策工法であり、斜面の下で土砂を受け止め家屋等を守る方法。
11	民生委員・児童委員	民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉のネットワークづくりに努める人で「児童委員」を兼ねる。児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。
11	要配慮者	高齢者や障害者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する人。
11	流末水路工	兵庫県が設置する治山ダム直下流に集水区域内の雨水等対策のために行う水路整備工事。
12	AED(自動体外式除細動器)	血液の循環機能が停止した心臓に対して、電気ショックを与えることで正常な血液循環へと戻すための医療機器。
12	応急手当講習	心肺蘇生やAEDの取り扱いを含む応急手当に関する講習。
12	救急救命士	病院への搬送中に限り傷病者に対し救急車にて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。
12	救急ステーション登録	AED(自動体外式除細動器)を設置している施設等の名簿への登録。

## 第2次大栗市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
12	救命処置実施率	一般市民が目撃した心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等を実施した割合。
12	現場活動要領	火災・救急・救助活動等における現場活動要領。
12	高規格救急車	救急救命士による高度な処置が行える資器機材を積載した救急車。
12	消防協力員制度	概ね70歳以下の者で、消防団の退職者や消防活動の知識経験を持つ人が、消防団が手薄になる昼間の火災に対して初期消火活動を支援する人。
12	消防施設	消防機関または市町村が設置する消防署、消防自動車、消火栓、防火水槽、消防団詰所などの施設。
12	消防資機材	消火・救助活動等に用いる資機材の総称。
12	初期消火体制	地域住民や事業所等による火災時における初動段階での消火体制。
12	病院前救護活動	救急救命士などによる病院到着前の救護活動。
12	普通救命講習	広く一般市民を対象に救命処置や応急手当に関する講習。
12	防火対象物	病院や福祉施設、学校、図書館など、消防法で定められている不特定多数の人に利用される建造物等のこと。
12	レッドパトロール	消防車両の市内巡回による、火災予防の広報活動。

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
13	安全運転サポート車(サポカー)	衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車。
13	グリーンベルト	歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分して交通事故を防止するを目的に設置するもの。
13	刑法犯罪認知件数	刑法に違反する行為として認めた数のこと。
13	交通指導員	交通安全教育や交通指導をする人。
13	高齢者大学	高齢者を対象とした生涯学習の場。宍粟市では旧町単位で行われているおり、大学卒業後には高齢者大学院もある。
13	子ども見守り110番の家	通学路に面した一般家庭や商店、コンビニ等を緊急避難場所に設定し、子どもたちが声かけ事案等に遭遇した際の保護を求める場所のこと。
13	宍粟交通安全自家用自動車協会	自家用自動車に関する調査研究、輸送秩序の確立、交通安全思想の普及高揚、交通安全活動などを推進するため、兵庫県内の自家用自動車ユーザーの会員によって作られた協会の宍粟支部。
13	通学路交通安全推進協議会	児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るために設置した協議会。
13	防護柵	車両の路外への逸脱を防止する車両用防護柵と歩行者および自転車の転落もしくはみだりな横断を抑制する歩行者自転車用防護柵に区分される。(コンクリート壁やガードレール、ガードケーブル、ガードパイプほか)
13	まちづくり防犯グループ	地域住民が自主的に地域安全まちづくり活動に取り組むグループ。兵庫県に登録されると、情報提供や活動用品の支給を受けられる。
13	スケアード・ストレート	交通事故現場を再現し、学習者に事故の疑似体験をさせることで、危険行為を未然に防ぐための教育手法。

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
19	いきいき百歳体操	高齢者の筋力アップを目的とした体操。地域の公民館等で実施され、健康づくりだけでなく、地域の集いの場、仲間づくりの場。
19	家庭児童相談室	児童福祉法第25条の要保護児童受理機関。児童虐待の予防、養護相談など、電話相談や家庭訪問を通して子どもの養育に関する相談に応じる機関。
19	ゲートキーパー	自殺につながる危険なサインに気づき、傾聴し、適切な相談機関へつなぎ見守ることができる人。
19	健康づくり推進協議会	健康増進計画、食育推進計画の進行管理を行うとともに、新たな計画を策定するにあたり、調査審議また計画の進行管理を行う協議会。
19	健康づくりポイント事業	特定健診の受診や健康づくり事業への参加などでポイントを獲得でき、ポイントに応じた特典や抽選による贈答が受けられる。
19	健康リーダー	健康講座を受講し、地域の健康づくりで指導的立場になる人。
19	交通指導員	交通安全教育や交通指導をする人。
19	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う機関。
19	子ども家庭総合支援センター	すべての子どもや妊産婦の福祉に関して、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援などを行う機関。
19	個別健診	市内の健康診査実施医療機関(病院)で個別に受ける健診。
19	3大生活習慣病	がん、脳卒中、心臓病のことで、日本人の死因の約6割を占めている。

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
19	集団健診	市役所や地区の公民館などを健診車が巡回して集団で受ける健診。
19	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。食育基本法では知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられている。
19	食育チャレンジ講座	食生活改善活動が地域で展開できるよう、必要な知識や技術について学び、生涯を通じた食育や健康づくりの推進ができる人材を育成するための講座。
19	特定健診(特定健康診査)	生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施するメタボリックシンドロームに着目した健診。
19	(特定)保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い被保険者に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すためのサポートをする指導。
19	防煙教室	タバコの毒性や関連疾患、受動喫煙の害やニコチン依存症などを講義する教室。
19	メンタルヘルスケア	精神疾患だけでなく心の健康全般を向上させるため、従業員個々人と職場環境のそれぞれに働きかけること。
19	ライフステージ	人の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。
19	ラジオ体操指導員	ラジオ体操等の技能を有し、原則として居住している近隣地域を対象に普及推進活動ができる人。
25	ウォーキングリーダー	ウォーキングの基礎知識を学び、地域にウォーキングを普及させる活動に従事する人。
25	キンボール	カナダ発祥の競技。直径122cm、重さ1kgのアドバルーンのようなボールを床に落とさないよう、チームで協力し合う競技。

## 第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策11-13、19、25)

基本 施策	用語	解説
25	スポーツ推進委員	市民のスポーツ活動の促進のための、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導や助言を行う者。
25	トップアスリート	スポーツや他の身体活動に習熟している人の中で、競技で最高水準の実力を認められている人。
25	泥んこdeがんバレー	宍粟市発祥の競技。田んぼの中で泥まみれになりながらバレーボールを行う競技。
25	ペタンク	フランス発祥の競技。目標球に金属製のボールを投げ合って、相手のボールより近づけることで得点を競うゲーム。
25	ペップトーク	スポーツの試合や大事な練習の前に、指導者や監督が選手を励ますために行っている、シンプルで前向きな短い激励のコミュニケーションのこと。
25	丸太卓球	千種町発祥の競技。千種産の杉丸太で作られたラケットを使った卓球。
25	ロードレース	舗装路で行われるマラソン、駅伝などのレースのこと。
25	ワールドマスターズゲーム (WMG)	概ね30歳以上で競技出場可能な健康状態にある方であれば誰もが参加できるオープン型の国際総合競技大会。2022年には関西で開催される。